

令和7年度茨城県獣医師養成確保修学資金給付事業募集要項

茨城県農林水産部畜産課

1 目的

大学卒業後、茨城県農林水産部の獣医師職員として従事しようとする大学生を対象に修学資金を給付し、将来の茨城県の獣医師職員を養成することを目的とします。

2 修学資金給付者の募集

(1) 対象者

- ・ 大学の獣医学を専攻する課程に在籍する4～6年生
- ・ 大学卒業後すみやかに、茨城県農林水産部の獣医師職員に従事する意思を有していること

(2) 募集人員

1 名

(3) 修学資金の給付額

- ・ 国公立大学に在籍している場合 月額 10万円以内
- ・ 私立大学に在籍している場合 月額 18万円以内

(4) 給付期間

本人からの給付中止申し出がない限り、修学資金の給付が決定した年度の4月分から大学を卒業する年度の3月分まで。ただし、正規の修業年限に限る。

(5) 募集期間

令和7年4月4日（金） ～ 令和7年5月30日（金）（必着）

(6) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「茨城県農林水産部 畜産課 家畜衛生対策室」あてに、郵送又は持参により提出してください。

【提出書類】

- ① 獣医師職員養成修学資金給付候補者応募書（様式第1号）
- ② 履歴書（写真を必ず添付し、志望動機を記載すること）
- ③ 健康診断書（過去1年以内に受診したもの。大学若しくは医療機関が発行するもの）
- ④ 申請者の父、母、親権者又は後見人の年間の所得を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し等）
- ⑤ 戸籍抄本
- ⑥ 大学の獣医学を専攻する課程に在籍していることを証する書類（在学証明書等）

⑦ 大学における学業成績を証明する書類（直近のもの）

【郵送先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6
茨城県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室

【注意事項】

- ・ 提出書類は、手書きに限らず、パソコン等で作成しても問題はありません。
- ・ 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師養成確保修学資金関係書類」と明記してください。
- ・ 持参する場合は、茨城県庁 17 階の畜産課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土日及び休日を除きます）。
- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接聴き取りを行う場合があります。

3 修学資金給付者の選考

（1）選考方法

書類審査及び面接試験

（2）面接試験の日程及び場所

- ・ 令和7年6月20日（金）
- ・ 茨城県庁17階 農林水産部会議室（茨城県水戸市笠原町978番6）
※諸事情などにより、来庁が困難な場合はオンラインでの面接も可能です。
- ・ 日程と場所等の詳細については、後日、応募者に直接連絡します。

4 修学資金給付の制度

茨城県獣医師養成確保修学資金給付事業は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づいて実施します。

5 修学資金給付決定後の手続き

- ・ 給付決定後、公益社団法人茨城県畜産協会（以下「畜産協会」という。）と「獣医師養成確保修学資金給付事業実施細則」に基づき、給付契約を締結していただきます。
- ・ 契約時に連帯保証人（連帯して債務を負担する者）2名が必要です。うち1名は、原則として父母、親権者又は後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）として下さい。同一世帯から2名を連帯保証人にすることはできません。
- ・ 契約締結後、畜産協会から修学資金の給付が開始されます。

- ・ 詳細な手続きの内容については、給付の決定通知時にお知らせします。

6 修学資金の返還と免除について

(1) 返還が免除される要件

下記①、②を満たしたうえで、③又は④に該当したとき。

- ① 大学卒業後直ちに獣医師免許を取得すること。
- ② 茨城県職員採用試験に合格すること。
- ③ 茨城県農林水産部の職員として従事した期間が、修学資金給付期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間以上となったとき。
 - イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。
 - ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。
- ④ 死亡、事故又は心身の障害により、茨城県職員として業務に従事することができなくなったとき。

(2) 返還が必要な場合

- ① 給付者の責に帰する理由で給付契約が解除された場合
 - ・ 大学を退学したとき。
 - ・ 修学資金の給付を辞退したとき。
 - ・ 学業成績が著しく不良となったとき。
- ② (1)の要件を満たさなくなった場合
 - ・ 大学卒業後2年以内に獣医師免許が取得できなかったとき。
 - ・ 獣医師免許取得後、直ちに茨城県職員とならなかったとき。
 - ・ 茨城県職員として、修学資金の給付を受けた期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間以上勤務しなかったとき。
 - イ 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。
 - ロ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

7 注意事項

- ・ 茨城県職員となるには、別途実施される「茨城県職員採用試験」を受験し、合格することが必要となります。修学資金の給付決定は、茨城県職員採用を決定するものではありません。
- ・ 茨城県獣医師養成確保修学資金給付事業と同等の趣旨で実施している都道府県、市町村、団体等の修学資金給付制度の契約をしている方は応募できません。

8 問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室
電 話 029-301-3982 (直通)
メー ル chikusan2@pref.ibaraki.lg.jp